



熊本県公報

第13500号
令和8年(2026年)
1月13日(火)
(毎週火・金発行)

目次

告 示

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（水俣市加入区外1加入区）	（団体支援課）	1
○道路の区域変更	（道路保全課）	2
○道路の区域変更	（〃）	2
○道路の供用開始	（〃）	2
○救急告示診療所の撤回	（医療政策課）	3
○液化石油ガス販売事業者の認定	（消防保安課）	3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（障がい者支援課）	3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	（〃）	3
公 告		
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の変更	（都市計画課）	3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課）	4
○道路の位置の指定	（〃）	4
登 載 依 頼		
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施	（学校人事課）	4
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（〃）	8
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施	（〃）	9
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（〃）	12
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札の実施	（〃）	13
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（〃）	17
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札の実施	（〃）	17
○熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（〃）	21
○令和7年度（2025年度）第4回熊本県男女共同参画審議会の開催	（男女共同参画審議会）	22
○第72回熊本県環境審議会の開催	（環境審議会）	22

告 示

熊本県告示第42号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和8年（2026年）1月13日から令和8年（2026年）1月27日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木村 敬

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
水俣市加入区	水俣市袋2708番地 滝下 勝幸	水俣市漁業協同組合	水俣市漁業協同組合

	水俣市丸島町三丁目6番3号 蒔平 恵藏 水俣市月浦247番地49 森枝 裕之		
登立加入区	上天草市大矢野町登立6448番地9 緒方 栄 上天草市大矢野町登立4493番地1 毛利 隆義 上天草市大矢野町登立12809番地2の1 切通 順次	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）1月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町大字西部ろ字上原木	前	7.3 ～ 81.4	2099.2	災害復旧工事
		215番2地先から 八代市坂本町大字中谷は字塘尻 1822番1地先まで	後	8.4 ～ 84.5	2098.1	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）1月13日

熊本県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）1月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小峯川内線	上益城郡山都町川野字貫原 2577番6地先から	前	3.5 ～ 16.1	611.0	活力創出基盤交付金
		上益城郡山都町成君字勝負 148番地先まで	後	7.2 ～ 45.8	620.0	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）1月13日

熊本県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）1月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木 4387番地先から 同所 4602番5地先まで	342.0	河川整備 計画に基 づく嵩上 げ事業

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)1月13日

熊本県告示第46号

次の救急診療所について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県知事 木 村 敬

名 称	所 在 地	撤 回 日
医療法人社団司会松本医院	八代市鏡町両出1503番地1	令和8年(2026年) 4月23日

熊本県告示第47号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により液化石油ガス販売事業者として次のとおり認定したので、同法第88条第2項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は 氏名	所在地	認定の種別	認定年月日
玉名農業協同組合	玉名市六田7番1号	第一号認定液化石油 ガス販売事業者	令和7年(2025 年)12月24日

熊本県告示第48号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
合同会社 幸英 熊本市南区富合町南田 尻873番地	訪問介護事業所 善 熊本市南区富合町南田尻8 73番地	4322000 92	令和8年(202 6年)1月5日

熊本県告示第49号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
合同会社 幸英 熊本市南区富合町南田 尻873番地	訪問介護事業所 善 熊本市南区富合町南田尻8 73番地	4322000 92	令和8年(202 6年)1月5日

公 告**熊本県公告第17号**

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画(資金計画)を

変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 事業施行期間 平成30年（2018年）10月5日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 3 施行地区 上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字市ノ後の各一部、大字宮園字居屋敷及び字辻の各一部、大字寺迫字今吉の一部、大字安永字火迫の一部並びに大字辻の城の一部
- 4 事業の名称 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 上益城郡益城町
- 6 事業計画の決定の年月日 平成30年（2018年）10月5日
- 7 事業計画の変更の年月日 令和8年（2026年）1月13日

熊本県公告第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字古閑原3556番3
312.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武藏ヶ丘五丁目2番1号
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市南区平田一丁目14番19号
- 2 築造者の氏名 株式会社サコエステート
- 3 道路の位置 山鹿市古閑字古閑の上428番1
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 61.56メートル
- 6 指定年月日 令和7年（2025年）12月24日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第219号

登載依頼

熊本県教育委員会公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
 - (2) 予定量
5,851,259キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

- (7) 供給場所
仕様書による。(12施設)
- (8) 契約の種類
12施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
イ 公告の日から令和8年(2026年)1月22日(木)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
イ 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
イ 郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得
ウ 熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
エ の提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。
なお、令和6年(2024年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者は公告の日以後に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす

者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和 8 年（2026 年）2 月 3 日（火）午後 3 時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和 8 年（2026 年）2 月 3 日（火）午後 3 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1 (3) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和 8 年（2026 年）2 月 26 日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和 8 年（2026 年）2 月 25 日（水）午後 3 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和 8 年（2026 年）2 月 26 日（木）午前 10 時

(イ) 場所 1 (4) の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア) の日時に(イ) の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和 8 年（2026 年）2 月 25 日（水）（必着）までに 1 (4) の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1 (1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1 回目の開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札

- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
 カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札
 キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

エ ファックス番号 096-381-9010
 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,851,259 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date : February 26, 2026, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月22日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項**(1) 調達物品名**

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2

(2) 予定数量

7,131,876キロワット時

(3) 調達物品に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 調達物品に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(6) 調達期間(供給期間)

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(7) 供給場所

仕様書による。(19施設)

(8) 契約の種類

19施設毎の各単価による単価契約

(9) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月22日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
 - (3) 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。
- なお、令和6年(2024年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
 - ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

3 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月3日(火)午後3時まで

- (4) 提出先

1(4)の入札事務部局

5 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月3日(火)午後3時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月26日(木)まで行う。

3 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月25日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)2月26日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月25日(水)(必着)までに1(4)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に

「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行つた入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行つた者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契

約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 7,131,876 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date : February 26, 2026, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月22日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第3号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- (2) 予定量
6,459,556キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (7) 供給場所
仕様書による。(26施設)
- (8) 契約の種類
26施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務

委託等) 運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月22日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。

なお、令和6年(2024年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月3日(火)午後3時まで

(4) 提出先

1(4)の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1 (3) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月3日(火)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月26日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月25日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和8年(2026年)2月26日(木)午前11時
 (イ) 場所 1(4)の入札事務部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月25日(水)(必着)までに1(4)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
 カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
 キ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(3) の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 6,459,556 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date : February 26, 2026, 11:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月22日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第4号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4

(2) 予定量

4,040,148キロワット時

(3) 調達物品に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 調達物品に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(6) 調達期間(供給期間)

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

- (7) 供給場所
仕様書による。(19施設)
- (8) 契約の種類
19施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月22日(木)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。
なお、令和6年(2024年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者は公告の日以後に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.470キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす

者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を PDF 形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月3日（火）午後3時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月3日（火）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (3) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月26日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月25日（水）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）2月26日（木）午前11時

(イ) 場所 1 (4) の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）2月25日（水）（必着）までに1 (4) の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
- カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札
- キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること
熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2718

ファックス番号 096-383-3915

- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

エ ファックス番号 096-381-9010
 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 4,040,148 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date : February 26, 2026, 11:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan

Phone: 096-333-2718

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月13日

熊本県教育長 越猪浩樹

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月22日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県男女共同参画審議会公告第60号

令和7年度(2025年度)第4回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県男女共同参画審議会会長 山下 雅裕美

1 開催日時

令和8年(2026年)2月13日(金) 10時から12時まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 2階 ひばり

3 議事

(1) 熊本県男女共同参画審議会答申(案)について
<第6次熊本県男女共同参画計画(案)>

(2) 男女共同参画に関する施策の評価について
<令和7年度版(2025年度版)熊本県男女共同参画年次報告書(案)>

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従って会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行き、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局

(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)

(電話 096-333-2287)

熊本県環境審議会公告第1号

第72回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和8年(2026年)1月13日

熊本県環境審議会会長 岡本 智伸

1 開催日時

令和8年(2026年)1月21日(水) 午前9時から

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 防災センター3階 306・307会議室

3 議事

(1) 審議事項

ア 第七次熊本県環境基本計画(案)について

イ 第6期熊本県廃棄物処理計画(案)について

(2) 報告事項

ア 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び生息地等保護区の指定又は指定の解除について

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定、第13次鳥獣保護管理計画事業計画の変更及び第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手續は、会場にて午前8時45分から先着順で行き、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)

(電話 096-333-2266)